

VI 許可の基準(抜すい)

1 共通基準

- ① 下呂市景観計画に適合すること。
- ② 郷土の美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- ③ 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- ④ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- ⑤ 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- ⑥ 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- ⑦ 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
- ⑧ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

2 個別基準

屋外広告物は、その種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。

●広告物の区分

区 分	定 義
自家広告物	自己の氏名・商標・営業内容、商標等を表示するため、自己の住所・営業所等に掲出するもの
案内用広告物	自己の住所・事業所・営業所・作業所の位置を知らせるためその付近に掲出するもの
	道標・案内図板・商標等その他公衆の利便に供する広告物
公共広告物	国・地方公共団体、及び、市長が指定する公共団体等が公益的な掲出を行う広告物

●広告物の種類

強固な構造の物	野立看板・屋上看板・突出看板・壁面広告
簡易な構造の物	立看板・広告幕（横断幕・桃太郎旗）はり紙（ポスター類）
その他の物	電柱広告・街灯広告・アドバルーン

○許可の基準（個別基準）

1 自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標等又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第7条第2項第1号）

区分	広告物の種類	許可地域	禁止地域
自家 広告物	野立広告物	○表示面積：1個50㎡以下 ○高さ：15m以下 [規則別表第2中2（1）ア参照]	○表示面積 1事業所等あたり合計50㎡以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと [規則別表第2中2-3（1）参照]
	屋上広告物	○個数：1つの建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積：20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2（2）ア参照]	
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個30㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2（2）イ参照]	
	突出広告物	○個数：1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積：1個20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅：1m以下 [規則別表第2中2（2）ウ参照]	
許可申請	○許可申請が必要 ○ただし、1事業所等あたり合計20㎡以下のものについては、許可申請不要 [規則別表第1中2参照]		

※「規則別表」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

2 案内用広告物

案内用広告物とは：道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する広告物（条例第7条第4項第1号）
 自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの
 （条例第7条第4項第2号）

区分	広告物の種類	許可地域		左の区域外	禁止地域
		道路及び鉄道で市長が指定する区域 (別表1参照)			
		用途地域内	用途地域外		
案内用 広告物 道標等	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○集合看板 1面30㎡以下 合計60㎡以下 ○高さ 広告塔:15m以下 その他:10m以下 [規則別表第2中2 (1)イーア参照]	○表示面積 1面6㎡以下 合計12㎡以下 ○集合看板 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ: 広告塔:10m以下 その他:5m以下 [規則別表第2中2 (1)イーイ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○集合看板 1面30㎡以下 合計60㎡以下 ○高さ 広告塔:15m以下 その他:10m以下 [規則別表第2中 2(1)イーウ参照]	○表示面積 1面3㎡以下 合計6㎡以下 集合看板 1面10㎡以下 合計20㎡以下 ○高さ 野立広告物のみ 5m以下 ○その他の基準 広告物の種類に 応じて、左の基準を 満たすこと [規則別表第2中 3(2)参照]
	屋上広告物	○個数:1の建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積:20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ:地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)ア参照]			
	壁面広告物	○表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)イ参照]			
	突出広告物	○個数:1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積:1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅:1m以下 [規則別表第2中2(2)ウ参照]			
	許可申請	○案内用広告物は、すべて許可申請が必要			

案内用広告物の基準

(許可地域内の「道路及び鉄道で市長が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合)
 ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。
 イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。
 ウ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。

[規則別表第2中2(1)②ア・規則別表第2中3(2)参照]

※「規則別表」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

3 管理用広告物の許可申請

○ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第7条第2項第2号）

	許可地域	禁止地域
表示面積が1個3㎡以下	許可申請不要[規則別表1中3参照]	許可申請不要[規則別表1中3参照]
表示面積が1個3㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

4 国、地方公共団体又は市長が指定する公共団体が設置する広告物の許可申請

○ 市長への通知を行い掲出するもの（条例第7条第8項）

官公署の建造物及びその敷地に表示若しくは設置するもの	許可地域	禁止地域
表示面積が1面6㎡以下 かつ合計が12㎡以下	通知不要[規則第4条第2項参照]	通知不要[規則第4条第2項参照]
表示面積が1面6㎡超 かつ合計が12㎡超	通知必要	通知必要

※「規則」とは、下呂市屋外広告物条例施行規則を示します。